

基本目標II あらゆる分野への男女の共同参画への促進

1 市の政策決定過程への参画の促進

【現状と課題】

本市における女性の政治への参画状況は、市議会の女性議員の割合が2016年（平成28年）1月現在で20人中5人と、25.0%を占めています。

また、審議会等への女性の登用率は、2016年（平成28年）1月現在、行政委員会と法律・条例設置の附属機関を合わせて委員総数367人のうち85人と、23.2%となっています。

まちづくりなど社会全体に関わる重要な企画立案に、両性の意見が均等に反映されるためには、審議会等への女性の参画を進めることが重要であり、女性の登用目標値を設定していくことも促進策の1つとして考えられます。

また、その気運を行政内部にも高めていくため、市職員に対して男女平等についての正しい理解を浸透させ、女性の能力に対する偏見や職種の偏りをなくすとともに、女性職員の地位と資質の向上のための人材育成に重点的に努めてきましたが、今後もこれらの取組を継続していくことが重要です。

女性議員の割合と審議会等の女性委員の割合



【具体的施策】

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

女性のいない審議会・委員会等をなくし、女性の登用率についての目標数値を設定し、その目標の達成に努め、幅広い女性層からの登用を推進します。

前プランに引き続き、女性委員の割合を30%以上にすることを数値目標とします。

番号	取組	担当課	区分
1	審議会等への女性の登用促進 【数値目標】・女性委員の割合 \rightarrow 30%以上	関係各課	継続
2	女性の意見の市政への反映	関係各課	継続

(2) 女性職員の人材育成と管理職への登用

様々な研修会への多くの市女性職員の参加を促すとともに、職員を対象にした学習会や講座を積極的に開催し、その資質の向上と人材育成に努め、女性職員の職域拡大と管理職への登用に努めます。

番号	取組	担当課	区分
3	女性リーダー職員の育成	秘書課	新規
4	職員の職域拡大	秘書課	継続
5	管理・監督者への女性の登用	秘書課	継続
6	プロジェクトチームへの女性職員の参加促進	関係各課	継続

■女性のエンパワーメント

女性が自分自身の生活や人生を決定する権利と能力を有することで、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変え、グループ全体の力を高め、新しい価値観や世界の構築につながることが期待されます。



基本目標II あらゆる分野への男女の共同参画への促進

2 地域における男女共同参画の促進

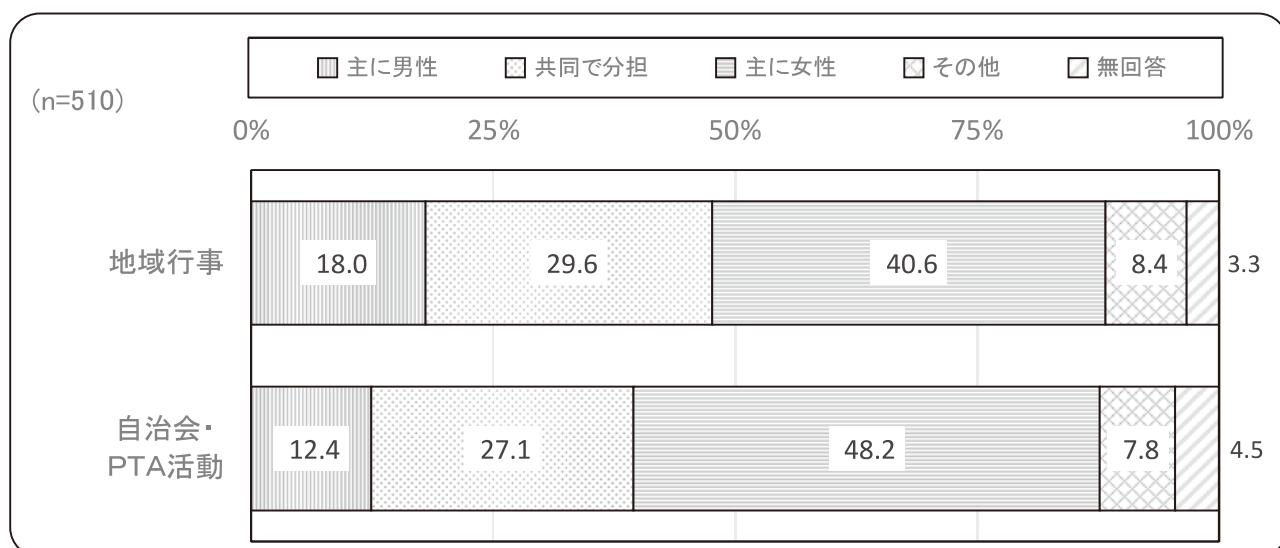
【現状と課題】

アンケート調査で「地域の行事活動について、主にどなたが行っていますか」について質問したところ、「主に女性」という回答は40.6%に対し、「主に男性」という回答は18.0%でした。地域社会活動には女性の方が男性よりも多く参加し、活躍していることが分かります。「自治会やPTA活動」などではその傾向が顕著です。

一方で、活動の組織や運営においては、「男性が主で女性は補助」という性別役割分担意識が地域社会にも根強く残り、ほとんど男性がリーダーとなっているのが現状です。

これからは、「地域社会活動のリーダー」として女性も積極的に参画し、女性の視点でそれらの活動に携わることが大切になります。そのために、女性自身が資質を高めるよう自覚を持つとともに、地域における男性の理解と協力が必要不可欠なものとなります。

あなたの家庭では地域の行事の活動や自治会・PTA活動について、
主にどなたが行っていますか。



資料:アンケート調査 問10

【具体的施策】

(1) 女性の人材育成と活躍の支援

女性指導者（リーダー）養成のための講座や研修会を開催し、指導者への登用を促進し、指導的立場に立って活動している人たちへの研修や積極的な支援を行います。

番号	取 組	担 当 課	区 分
7	女性の地域活動リーダーの育成	自治振興課	継続
		社会教育課	継続
8	女性のネットワークづくりの推進	庶務課	継続
		社会教育課	継続
9	人材リストの活用促進	庶務課	継続

(2) 地域社会活動等の活性化

コミュニティ活動、ボランティア活動、消費者活動等といった地域社会活動の活性化を図るため、市民の意識の高揚や活動支援を行い、男性の積極的な参加・参画を促し、男女共同参画の視点による地域活動を促進します。

番号	取 組	担 当 課	区 分
10	市民活動（コミュニティ、NPO、ボランティア）の促進及び支援	自治振興課	継続
		関係各課	継続
11	消費者活動の支援	商工課	継続
12	男性の地域社会活動への参画促進	自治振興課	継続

■性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といった、個人の能力や資質とは関係なく性別によって役割を決めようとする考え方や意識をいいます。このような考え方は女性の社会参画や能力向上、男女対等な家庭責任の分担を妨げる要因となっています。



基本目標II あらゆる分野への男女の共同参画への促進

3 國際理解の推進

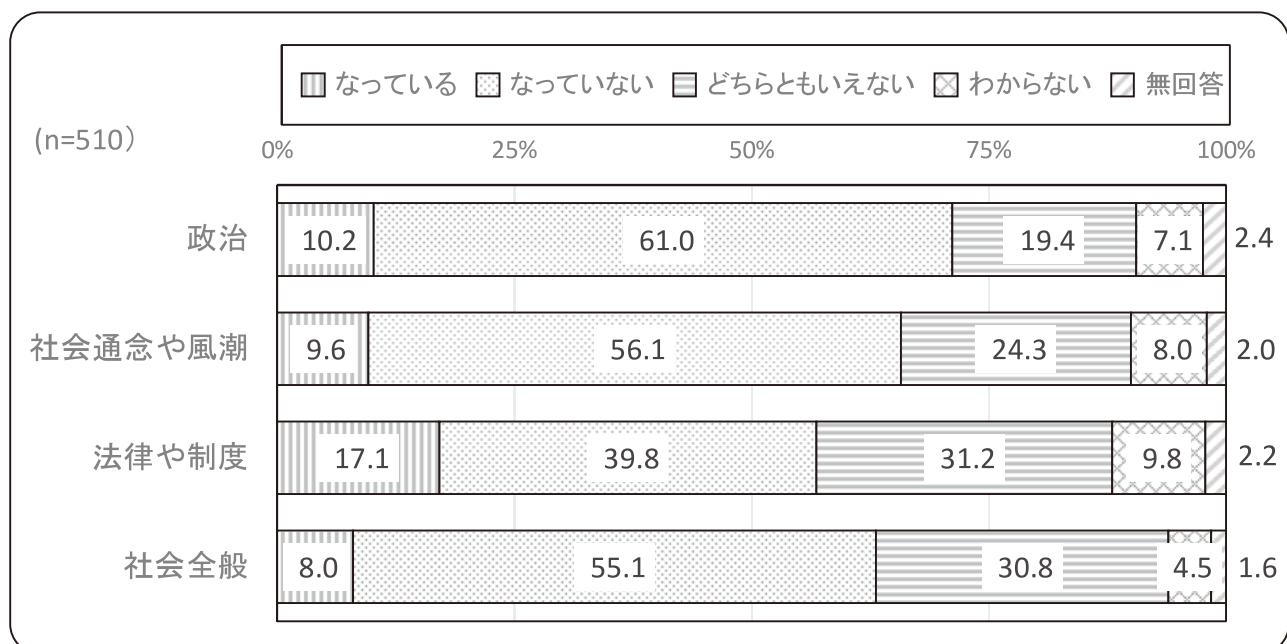
【現状と課題】

国際化が進む今日、男女平等についても国際的な視点でとらえていく必要があります。

この問題は各国共通の世界的な課題ですが、国により、その抱える具体的な問題には違いがあります。諸外国における男女平等の現状を把握し、認識と理解を深め、その解決に向けての各国の動向を知ることが必要です。

また、女性の社会参画を国際的に広げ、男女平等のための国際理解と交流の推進を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、私たち一人ひとりに何ができるかを考えてみることも大切なことだと言えるでしょう。

次に掲げる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。



資料：アンケート調査 問4

【具体的施策】

(1) 男女平等に関する国際間の情報収集と提供

諸外国の男女平等の現状を知るため、その資料や情報を収集し、また必要な情報の提供に努めます。

番号	取 組	担 当 課	区 分
13	情報収集と提供の充実	庶務課	継続
14	国際理解のための学習機会の提供	社会教育課	継続

(2) 国際交流事業等の推進

外国人と一般市民が互いに理解を深められるような事業やイベント等を企画・実施し、国際理解の推進に努めます。

番号	取 組	担 当 課	区 分
15	国際理解のための事業推進	自治振興課	継続
16	国際交流事業の推進	自治振興課	継続
		学校教育課	継続
17	語学教育の充実	学校教育課	継続

■国際婦人の地位委員会

国連経済社会理事会の機能委員会の一つで、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会（第3委員会）に対して勧告を行います。

